

平成28年7月5日 関東運輸局法令試験問題

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、平成28年1月1日現在で施行されている法令に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる場合は、当該自動車を旅客の運送の用に供することができます。
2. 事業者は、発地又は着地のいずれかが許可等を受けた営業区域外となる旅客の運送をしてはなりません。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両)内では、旅客は喫煙を差し控えてもらう旨が規定されています。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金です。
5. タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合だけではありません。
6. 事業用自動車に係る事故が発生した場合、「事故の原因」について記録する必要はありません。

7. 道路運送車両法の規定では、自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）の所有者は、新規登録をし自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標の交付を受け、当該自動車に取り付ければ、封印の取付けを受ける必要はありません。
8. 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により、当該旅客が負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。
9. 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。
10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならないことが規定されています。
11. 事業者は、運行の管理を自ら行わなければなりません、運行管理者資格者証の交付を受ける必要はありません。
12. 事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限の満了後1か月以内に更新申請書を提出しなければなりません。
13. 個人タクシー事業の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きが必要です。
14. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
15. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対してのみ、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
16. 事業用自動車の所有者の住所に変更があったときは、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
17. 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬と同等の能力を有すると認められる犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
18. 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。

19. 事業者は、過労防止のため、乗務時間について予め管轄の運輸支局長に報告しなければなりません。
20. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはなりません。
21. タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければなりません。
22. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
23. 旅客自動車運送事業等報告規則に定める実車率算出に係る算式は「 $\text{実車キロ} \div \text{走行キロ} \times 100$ 」です。
24. 事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければなりません。が、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りではありません。
25. タクシーには、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、一定の基準に適合する非常信号用具を備えなければなりません。
26. 事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を整理して2年間保存しなければなりません。
27. 道路運送法の規定では、旅客が得意客であると認められる場合には、收受した運賃又は料金の割り戻しが認められています。
28. 事業者は、乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時における走行距離の積算キロ数を、乗務記録に記録しなければなりません。
29. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに替えることはできません。
30. 事業者が許可等に付された期限の更新申請をしようとする際、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、今回の期限更新の申請までの間に無事故無違反であった者は、その旨を申告すれば当該更新申請書に運転記録証明書の添付を省略することができます。

31. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
32. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客は、運転者が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならないことが規定されています。
33. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示しなければなりません。
34. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両の原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
35. 事業者は、夜間、繁華街において、付近に他のタクシーがいる場合に限って、近距離の運送の申し込みを断ることができます。
36. タクシー業務適正化特別措置法で指定されている、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間において、指定されたタクシー乗場以外の場所で旅客を乗車させました。これは、タクシー業務適正化特別措置法違反にはなりません。
37. 事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の停止を命ぜられることがあります。
38. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」及び「タクシー」又は「TAXI」と表示しなければなりません。
39. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡しても、貸与してもよいことになっています。
40. 事業者が事業者乗務証を失ったときは、その再交付を受けることができますが、その後、失った事業者乗務証を発見したときには、直ちに本人が破棄しなければなりません。

Ⅱ 次の条文の４１から４５までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

（道路運送法）

第三十三条 一般旅客自動車運送事業者は、その（４１）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため（４２）させてはならない。

２ 一般旅客自動車運送事業者は、事業の（４３）その他いかなる（４４）をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において（４５）させてはならない。

ア 経営

イ 活性化

ウ 貸渡し

エ 利用

オ 事業用自動車

カ 表示

キ 管理

ク 理由

ケ 名義

コ 方法

氏名 _____

平成28年7月5日実施 関東運輸局
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

平成28年7月5日実施 関東運輸局

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。従って運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

I

1	○	2	×	3	○	4	○	5	○
6	×	7	×	8	○	9	○	10	○
11	○	12	×	13	○	14	×	15	×
16	×	17	×	18	×	19	×	20	○
21	○	22	○	23	○	24	○	25	○
26	×	27	×	28	○	29	○	30	×
31	○	32	○	33	○	34	×	35	×
36	×	37	○	38	○	39	×	40	×

II

41	ケ	42	エ	43	ウ	44	コ	45	ア
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---